

中央区議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例

昭和二十二年七月三十一日

条例第十六号

第一条 区議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償については、この条例の定めるところによる。

第二条 議会の議長及び副議長並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)の委員長及び副委員長並びに議員(以下「議長等」という。)の議員報酬は、次のとおりとする。

議 長	月額	九三三、〇〇〇円
副 議 長	月額	七九二、〇〇〇円
委 員 長	月額	六五七、〇〇〇円
副委員長	月額	六三六、〇〇〇円
議 員	月額	六一三、〇〇〇円

第三条 前条の議員報酬は、それぞれの職に就いた日からその職を離れた日までそれぞれ支給する。ただし、死亡によりその職を離れたときは、その日の属する月の末日まで支給する。

2 前条の議員報酬は、いかなる場合でも重複して支給しないものとし、同時に二以上の職にある者に係る議員報酬は、その額が多いものを支給する。

第三条の二 議長等が月の途中においてその職に就いたとき、又はその職を離れたときのその月分の議員報酬は、その月の現日数を基礎として日割りにより計算するものとする。この場合において、一円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

2 前項の規定により議員報酬の額を計算する場合においては、議長等がその職に就いた日又はその職を離れた日は、当該日に在職した職のうち、第二条に規定する議員報酬の月額の高い職のみに在職したものとしてこれを計算するものとする。

第四条 第二条の議員報酬は、毎月分をその月の末日までに支給する。ただし、議員が、退職、失職又は死亡した場合は、この限りでない。

第五条 議員で六月一日及び十二月一日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)に在職する者に、それぞれの期間につき、期末手当を支給する。基準日前一月以内に退職、失職又は死亡した区議会議員(当該基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。)についても同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(同項後段に規定する者にあつ

ては、退職、失職又は死亡の日現在)において同項に規定する者に支給すべき第二条に定める議員報酬月額及び議員報酬月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に、百分の百八十を乗じて得た額に、基準日以前六月以内(基準日が十二月一日であるときは、六月以内)の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

- 3 期末手当の支給日は、中央区職員の給与に関する条例(昭和二十七年二月中央区条例第二号)第二十一条第一項に規定する職員の期末手当の支給日の例による。

第六条 議員が招集に応じ、委員会に出席し、若しくは中央区議会会議規則(昭和五十年五月中央区議会決定)の定めるところにより設けられた議案の審査若しくは議会の運営に関し協議若しくは調整を行うための場(以下「協議等の場」という。)に出席したとき、又は職務のため旅行したときは、順路により、その費用を弁償する。

- 2 前項の規定により議員が招集に応じ、委員会に出席し、若しくは協議等の場に出席したとき、又は職務のため特別区の存する区域内に旅行したときは、費用弁償として一日につき二千五百円を支給する。ただし、当該日について次項の規定による費用弁償を受けるときは、この限りでない。
- 3 前項に定めるもののほか、議員が職務のため旅行したときに支給する第一項の費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、支度料及び旅行雑費(外国旅行の場合における旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料、入出国税並びに空港旅客サービス施設使用料をいう。)とし、その額は、中央区長等の給料等に関する条例(昭和四十八年十二月中央区条例第二十七号)の規定により副区長が受けるべき額に相当する額とする。ただし、議長又は副議長が議会を代表する場合は、同条例の規定により区長が受けるべき額に相当する額とする。

第七条 期末手当の支給方法は、中央区職員の給与に関する条例の規定により中央区職員に対して支給する期末手当の例による。

- 2 費用弁償の支給方法は、中央区長等の給料等に関する条例の規定により中央区長等に対して支給する旅費の例による。